

令和5年10月23日
建築局都市計画課

「都市計画施設の区域内における建築許可等に関する取扱要綱」の一部改正について (意見公募要領)

横浜市では、都市計画決定線の位置の確認について、「都市計画施設の区域内における建築許可等に関する取扱要綱（以下、取扱要綱）」において手続を定めています。

今回、不動産調査や建築設計において利用可能な1/500の縮尺で道路台帳に一部の都市計画決定線を重ねた新たなシステム（Rマッピー）の公開を予定しており、これに伴い、位置確認方法等の変更があるため、取扱要綱を一部改正します。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただくため、意見公募を行います。

1 意見公募期間及び提出期間

令和5年10月23日（月）から令和5年11月22日（水）まで

2 意見提出方法

意見投稿用紙に記入し、次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見の提出は受付いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：kc-tokei-shido@city.yokohama.jp

横浜市建築局都市計画課 指導係あて

(2) 郵送又は持参の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所25階

横浜市建築局都市計画課 指導係あて

※持参の場合、受付は8:45から17:15まで、郵送の場合は当日消印有効。

3 注意事項

- (1) ご提出いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねます。あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた御意見の内容につきましては、意見の概要と、それらに対する本市の考え方としてとりまとめ、公表します。
- (3) 御提出いただいた御意見は、個人情報保護に関する法律に則り、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

4 お問合せ先

横浜市建築局都市計画課 指導係

電話番号：045-671-3510